

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成23年7月14日

【四半期会計期間】 第101期第1四半期(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

【会社名】 タキヒヨー株式会社

【英訳名】 T a k i h y o C o . , L t d .

【代表者の役職氏名】 取締役社長 滝 一 夫

【本店の所在の場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役スタッフ部門統轄 武藤 篤

【最寄りの連絡場所】 名古屋市西区牛島町6番1号

【電話番号】 052(587)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役スタッフ部門統轄 武藤 篤

【縦覧に供する場所】 タキヒヨー株式会社東京支店  
(東京都港区新橋一丁目7番1号)

タキヒヨー株式会社大阪支店  
(大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第100期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第101期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第100期
会計期間	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 5月31日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 5月31日	自 平成22年 3月1日 至 平成23年 2月28日
売上高 (百万円)	16,020	16,284	67,199
経常利益 (百万円)	453	366	1,150
四半期(当期)純利益 (百万円)	227	29	592
純資産額 (百万円)	28,089	27,393	27,561
総資産額 (百万円)	42,764	46,035	45,833
1株当たり純資産額 (円)	580.87	577.57	578.98
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	4.72	0.62	12.34
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	4.69	0.62	12.27
自己資本比率 (%)	65.5	59.3	59.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,091	511	1,357
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	81	95	1,885
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	584	2,078	2,053
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,378	3,229	1,751
従業員数 (名)	906	909	880

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	909[428]
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は [ ] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

### (2) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	640[128]
---------	----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は [ ] 内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数は当社から他社への出向者を含んでおりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（％）
繊維製品の製造販売関連事業	270	
賃貸事業		
その他		
合計	270	

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 金額は製造原価であります。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（％）
繊維製品の製造販売関連事業	11,477	
賃貸事業	48	
その他	912	
合計	12,438	

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 受注状況

該当事項はありません。

#### (4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（％）
繊維製品の製造販売関連事業	15,290	
賃貸事業	65	
その他	928	
合計	16,284	

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)しまむら	4,053	25.3	4,138	25.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、外需に牽引され輸出関連の企業を中心に緩やかな回復基調にありましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は原発事故を伴う未曾有の大災害となり、経済活動は急速に悪化いたしました。復興努力によりサプライチェーンは徐々に回復しつつあるものの、電力不足の問題や消費マインドの低下に加え、デフレや円高など、先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境につきましては、震災直後の衣料消費の急激な落ち込みから徐々に持ち直しの動きが見られるものの、原材料価格の高騰や工賃上昇による生産コスト高が続いており、厳しい収益状況となっております。

このような環境のもと、当社グループは、得意先との連携を強め震災の影響に対処するとともに、通販等の販売チャネルの充実、トータルコーディネート提案力の強化やODM（相手先ブランドによる企画・デザイン・生産）の拡大に取り組んでまいりました。また、レディスシャツやボトム、機能素材商品、ベビー・キッズ向け雑貨など、一部の商品は好調に推移いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は16,284百万円（前年同四半期比1.6%増）と4期振りの増収となり、営業利益は343百万円（前年同四半期比35.2%増）、経常利益は366百万円（前年同四半期比19.1%減）となりました。四半期純利益につきましては、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額59百万円、投資有価証券評価損246百万円など340百万円（前年同四半期比145.0%増）を特別損失に計上したことにより、29百万円（前年同四半期比87.1%減）となりました。

当第1四半期連結会計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 繊維製品の製造販売関連事業

繊維製品の製造販売関連事業につきましては、震災直後の混乱や衣料消費の落ち込みから徐々に回復し、4月・5月の売上高は前年実績を上回るなど、堅調に推移いたしました。この結果、当セグメントの売上高は15,290百万円、営業利益は231百万円となりました。

#### 賃貸事業

当社では従来、不動産賃貸料は営業外収益に計上し、これに対応する費用は営業外費用に計上してまいりましたが、不動産賃貸物件の増加に伴い不動産賃貸事業を重要な収益基盤として位置付け、前連結会計年度の第4四半期連結会計期間より、当社の不動産賃貸料を売上高、これに対応する費用を売上原価として処理する方法に変更しております。これに伴い、従来「その他の事業」に含まれていた賃貸事業（不動産の賃貸管理、事務機器等のリース）は、事業セグメントの区分に「賃貸事業」と別掲しております。

当第1四半期連結会計期間における当セグメントの売上高は65百万円、営業利益は36百万円となりました。

#### その他

順調に推移していた合成樹脂原料等の販売事業が震災の影響により低迷したものの、物流事業における販売費及び一般管理費の削減等により、当セグメントの売上高は928百万円、営業利益は73百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### 資産

流動資産は、前連結会計年度末比449百万円増加し、23,303百万円となりました。これは主として、受取手形及び売掛金が927百万円減少しましたが、現金及び預金が1,478百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末比247百万円減少し、22,732百万円となりました。これは主として、繰延税金資産（固定）が119百万円増加しましたが、投資有価証券が444百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末比202百万円増加し、46,035百万円となりました。

#### 負債

負債は、前連結会計年度末比370百万円増加し、18,641百万円となりました。これは主として、支払手形及び買掛金が2,052百万円減少しましたが、借入金が2,340百万円、未払金が106百万円増加したことによるものであります。

#### 純資産

純資産は、前連結会計年度末比167百万円減少し、27,393百万円となりました。これは主として、利益剰余金が減少したことなどによるものであります。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ、1,478百万円(84.4%)増加の3,229百万円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は、税金等調整前四半期純利益が40百万円となったことに加えて、投資有価証券評価損を246百万円計上、売上債権が928百万円減少する一方で、仕入債務が2,052百万円減少したことにより、全体では511百万円となり、前年同四半期と比較して580百万円(53.2%)の減少となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は、有形固定資産の取得による支出46百万円、投資有価証券の取得による支出56百万円などにより、全体では95百万円となり、前年同四半期と比較して14百万円(17.9%)の増加となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は、配当金の支払額が189百万円となった一方で、借入金の増加が2,340百万円となったことなどにより、全体では2,078百万円となり、前年同四半期と比較して1,494百万円(255.7%)の増加となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

## 株式会社の支配に関する基本方針

### ・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆さまをはじめ当社の従業員、取引先など当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な視野のもと当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる者でなければならないと考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる具体的な施策として、当社は、最新のトレンドを取り入れ消費者ニーズに即応した商品開発力の強化、当社主導による企画提案型のOEM（相手先ブランドによる販売）対応力の強化、多品種少ロット・短納期化ニーズへの対応、在庫回転率の向上や組織のスリム化、中国への生産シフトなど多岐に亘る施策を実施し、強固な収益基盤を築くことにより、安定的な配当及び業績に応じた増配・自己株式取得などの積極的な株主還元を行ってまいりました。

企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指す当社の経営に当たっては、専門性の高い業務知識や経営ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、中長期的な視野のもと財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当するとともに、前記ステークホルダーとの間に築かれた信頼関係を十分理解したうえで、上記のような具体的な施策を実行することなくしては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持向上を適正に判断することはできないものと考えております。

### ・ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、上記 で記載した多岐に亘る企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるための具体的な施策を実施しております。

また、企業価値の継続的な向上を目指す中で、経営哲学、経営理念を踏まえた企業倫理に基づく社会的責任を果たすことを経営の重要課題として認識し、経営の意思決定と業務執行において、迅速性、効率性、適法性、透明性の確保と追求に努め、コーポレートガバナンスの強化充実を図っております。

### ・ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1 当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容 （概要は資料1のとおりです。）

##### (1) 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の経営に影響力をもちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、大規模買付ルールを定めることにより、当該買付等についての情報の収集と代替案提示の機会を確保することを目的とし、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めることとします。

##### (2) 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- ( ) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

- ( ) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- ( ) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとし、）

または、

- ( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとし、

注3：株券等とは、

同法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

### (3) 大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と代替案提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながる事が重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

イ) 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、

ロ) 当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後のみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものであります。

具体的には以下のとおりであります。

#### 意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

#### 情報提供の要求

次に、大規模買付者には当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくために、当社取締役会は、の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりであります。

1. 大規模買付者及びグループの概要
2. 大規模買付行為の目的、方法及び内容
3. 買付価格の算定根拠及び買付資金の裏付け
4. 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針及び事業計画等
5. 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針

なお、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。



#### 取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）や社外監査役の助言を最大限尊重して、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

#### (4) 大規模買付行為が為された場合の対応

##### 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社の企業価値と株主共同の利益に対し回復しがたい損害をもたらすことが明らかでない限り、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記の対抗措置をとることがあります。大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合とは、次の1.から5.の類型に該当するケースなどが考えられます。

1. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為
2. 経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為
3. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
4. 経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為
5. 強圧的2段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

##### 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

##### 対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、当社定款に基づく新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料2に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付することや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけることがあります。

#### 対抗措置発動の手続

対抗措置の発動は独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）や社外監査役の助言を最大限尊重して、当社取締役会で決定することといたしますが、当社取締役会が株主総会の開催が必要であると判断した場合には、株主総会で株主の皆さまのご承認を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切な開示を行います。

#### 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない場合には、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）や社外監査役の助言を最大限尊重して、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

## 2 株主及び投資家の皆さまに与える影響

### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うに当たり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものであります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合など、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てを受けることとなります。

そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きを採ることを決定した場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合に、株主の皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割当てられます。

また、当社が新株予約権の取得の手続きを採った場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

3 本対応方針の有効期限、廃止及び変更等

本対応方針の有効期限は、平成24年5月に開催される定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期限以降、本対応方針の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員  
の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

1 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為についての情報の収集と代替案提示の機会の確保を目的として当社株式の大規模買付行為に関するルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対しては大規模買付ルールの遵守を求めるとし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、当社取締役会として一定の対抗措置を講じることを内容としております。このような本対応方針は会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

2 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

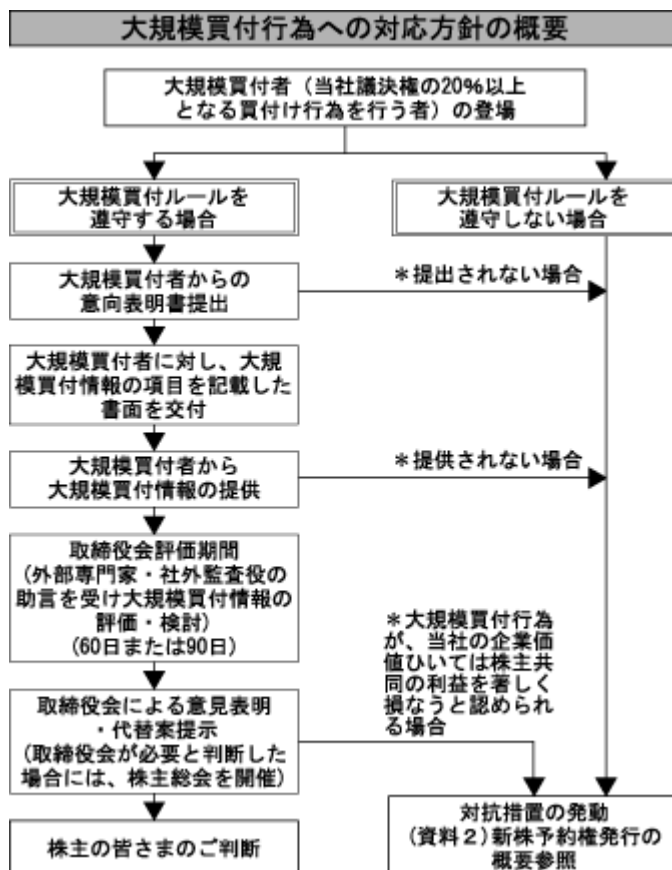
本対応方針における大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

3 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は、当社の株式の大規模な買付行為が開始された場合において、それを受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。本対応方針は、大規模買付行為についての情報の収集と代替案提示の機会の確保を目的として、当社株式の大規模買付に関するルールを設定しており、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、当社と株主共同の利益に対し回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。このような本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えます。

(資料1)

本対応方針の概要



(資料2)

新株予約権発行の概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当てるものとします。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがあります。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 新株予約権の行使条件

本対応方針の発効日以降に議決権割合が20%以上となったことのある特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定めるものとします。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年7月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,000,000	48,000,000	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株であります。
計	48,000,000	48,000,000		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

2007年新株予約権(平成19年5月23日 取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 33 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Aプラン Bプラン 33,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Aプラン 平成19年6月23日～ 平成26年6月22日 Bプラン 平成19年6月23日～ 平成39年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当第 1 四半期会計期間末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成38年 6 月22日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年 6 月23日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。



2008年新株予約権(平成20年5月21日 取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 75 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Aプラン Bプラン 75,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Aプラン 平成20年6月21日～ 平成27年6月20日 Bプラン 平成20年6月21日～ 平成40年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。なお、Aプランは当第1四半期会計期間末までに全て行使済みであります。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成39年6月20日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年6月21日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- 合併(当社が消滅する場合に限る)
  - 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2009年新株予約権（平成21年5月20日 取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	Aプラン Bプラン 62 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Aプラン Bプラン 62,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Aプラン 平成21年6月20日～ 平成28年6月19日 Bプラン 平成21年6月20日～ 平成41年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Aプランを当社取締役在任中に限り行使することができるものとします。また、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。

前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。なお、Aプランは当第 1 四半期会計期間末までに全て行使済みであります。

(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成40年 6 月19日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成40年 6 月20日以降新株予約権を行使することができるものとします。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

2010年新株予約権(平成22年5月19日 取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	Bプラン 55 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	Bプラン 55,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	Bプラン 平成22年6月19日～ 平成42年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

新株予約権発行日(以下「発行日」という)後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権について行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。
3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、Bプランを当社取締役を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という)から10日間に限り行使することができるものとします。  
前項にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)、(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。  
(ア) 新株予約権者が、Bプランにおいて、平成41年6月18日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成41年6月19日以降新株予約権を行使することができるものとします。  
(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とします。

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによるものとします。

4. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- 合併(当社が消滅する場合に限る)
  - 合併後存続する株式会社、または合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
5. 新株予約権者が新株予約権を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年5月31日		48,000		3,622		4,148

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 555,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,120,000	47,120	
単元未満株式	普通株式 325,000		
発行済株式総数	48,000,000		
総株主の議決権		47,120	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2千株(議決権2個)含まれております。  
2. 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式920株及び当社保有の自己株式854株がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

平成23年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) タキヒヨー株式会社	名古屋市西区牛島町 6番1号	555,000		555,000	1.16
計		555,000		555,000	1.16

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月
最高(円)	408	411	403
最低(円)	258	361	377

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,259	1,781
受取手形及び売掛金	15,407	16,335
商品及び製品	3,939	3,953
仕掛品	4	40
原材料及び貯蔵品	9	11
その他	702	764
貸倒引当金	20	33
流動資産合計	23,303	22,853
固定資産		
有形固定資産		
土地	14,076	14,076
その他	5,991	5,898
減価償却累計額	2,931	2,881
その他(純額)	3,060	3,017
有形固定資産合計	17,136	17,093
無形固定資産	80	71
投資その他の資産		
投資有価証券	4,208	4,652
その他	1,626	1,482
貸倒引当金	318	319
投資その他の資産合計	5,515	5,815
固定資産合計	22,732	22,979
資産合計	46,035	45,833
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,158	8,210
短期借入金	4,250	2,760
1年内返済予定の長期借入金	700	600
未払法人税等	130	189
引当金	270	149
その他	2,369	2,360
流動負債合計	13,878	14,270
固定負債		
長期借入金	3,575	2,825
退職給付引当金	495	467
役員退職慰労引当金	190	236
資産除去債務	107	-
その他	395	473
固定負債合計	4,763	4,001
負債合計	18,641	18,271



	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,622	3,622
資本剰余金	4,148	4,148
利益剰余金	20,556	20,721
自己株式	290	235
株主資本合計	28,037	28,256
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	260	146
繰延ヘッジ損益	90	261
土地再評価差額金	262	262
為替換算調整勘定	108	116
評価・換算差額等合計	721	787
新株予約権	78	92
純資産合計	27,393	27,561
負債純資産合計	46,035	45,833

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
売上高	16,020	16,284
売上原価	12,485	12,720
売上総利益	3,535	3,564
返品調整引当金繰入額	6	3
差引売上総利益	3,541	3,567
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 3,286	<sup>1</sup> 3,223
営業利益	254	343
営業外収益		
受取利息	1	4
受取配当金	23	21
不動産賃貸料	32	-
為替差益	142	17
その他	29	22
営業外収益合計	230	66
営業外費用		
支払利息	16	23
不動産賃貸費用	11	-
義援金	-	10
その他	3	9
営業外費用合計	31	44
経常利益	453	366
特別利益		
貸倒引当金戻入額	7	13
株式割当益	14	-
その他	1	-
特別利益合計	23	13
特別損失		
投資有価証券評価損	127	246
その他	11	93
特別損失合計	138	340
税金等調整前四半期純利益	338	40
法人税等	<sup>2</sup> 110	<sup>2</sup> 10
少数株主損益調整前四半期純利益	-	29
四半期純利益	227	29

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	338	40
減価償却費	65	64
貸倒引当金の増減額（は減少）	7	13
賞与引当金の増減額（は減少）	112	123
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	-	46
返品調整引当金の増減額（は減少）	6	3
退職給付引当金の増減額（は減少）	30	28
受取利息及び受取配当金	24	26
支払利息	16	23
投資有価証券売却損益（は益）	0	2
有形固定資産除却損	-	0
投資有価証券評価損益（は益）	127	246
投資有価証券償還損益（は益）	6	1
株式割当益	14	-
売上債権の増減額（は増加）	1,624	928
たな卸資産の増減額（は増加）	271	51
仕入債務の増減額（は減少）	2,674	2,052
未払消費税等の増減額（は減少）	70	89
その他の資産の増減額（は増加）	55	50
その他の負債の増減額（は減少）	388	170
その他	7	62
小計	933	359
利息及び配当金の受取額	22	17
利息の支払額	13	19
法人税等の支払額	167	149
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,091</b>	<b>511</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	70	30
定期預金の払戻による収入	40	30
有形固定資産の取得による支出	85	46
投資有価証券の取得による支出	-	56
投資有価証券の売却による収入	0	2
投資有価証券の償還による収入	34	5
投資有価証券持分の回収による収入	1	2
貸付けによる支出	12	5
貸付金の回収による収入	11	3
出資金の回収による収入	0	0
その他	-	0
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>81</b>	<b>95</b>

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	880	1,490
長期借入れによる収入	-	1,000
長期借入金の返済による支出	100	150
配当金の支払額	195	189
自己株式の取得による支出	0	71
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	584	2,078
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	7
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	587	1,478
現金及び現金同等物の期首残高	2,966	1,751
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,378	3,229

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	
1	<p>不動産賃貸料の計上区分の変更</p> <p>従来、不動産賃貸料は営業外収益に計上し、これに対応する費用は営業外費用に計上しておりましたが、前第4四半期連結会計期間において不動産賃貸物件の増加により不動産賃貸料の金額的な重要性が高まる見込であることを契機に不動産事業企画課の新設をはじめ不動産賃貸事業を重要な収益基盤として位置付けたことから、より適切な利用実態を表す損益区分に変更するため、前第4四半期連結会計期間より不動産賃貸料を売上高、これに対応する費用を売上原価として処理する方法に変更しております。</p> <p>なお、前第1四半期連結累計期間に変更後の方法を適用した場合、売上高が32百万円、売上原価が15百万円、売上総利益が16百万円それぞれ増加し、販売費及び一般管理費が4百万円減少し、営業利益が20百万円増加いたしますが、経常利益、税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p>
2	<p>会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益は1百万円減少、経常利益は1百万円減少及び税金等調整前四半期純利益は60百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は107百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1	<p>前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「不動産賃貸料」は、金銭的重要性が乏しいため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「不動産賃貸料」は0百万円であります。</p> <p>前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「不動産賃貸費用」は、金銭的重要性が乏しいため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「不動産賃貸費用」は0百万円であります。</p>
2	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	
1	<p>たな卸資産の評価方法</p> <p>たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2	<p>固定資産の減価償却費の算定方法</p> <p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
3	<p>経過勘定項目の算定方法</p> <p>一部の経過勘定項目の算定については、合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。</p>
4	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p> <p>また、重要性が乏しく経営環境に著しい変化が発生していない連結子会社は、税引前四半期純利益に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じて計算する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)																
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>運賃及び物流諸掛</td> <td>926百万円</td> </tr> <tr> <td>給料諸手当</td> <td>1,083百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>108百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>116百万円</td> </tr> </table>	運賃及び物流諸掛	926百万円	給料諸手当	1,083百万円	賞与引当金繰入額	108百万円	退職給付費用	116百万円	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr> <td>運賃及び物流諸掛</td> <td>886百万円</td> </tr> <tr> <td>給料諸手当</td> <td>1,072百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>114百万円</td> </tr> </table>	運賃及び物流諸掛	886百万円	給料諸手当	1,072百万円	賞与引当金繰入額	118百万円	退職給付費用	114百万円
運賃及び物流諸掛	926百万円																
給料諸手当	1,083百万円																
賞与引当金繰入額	108百万円																
退職給付費用	116百万円																
運賃及び物流諸掛	886百万円																
給料諸手当	1,072百万円																
賞与引当金繰入額	118百万円																
退職給付費用	114百万円																
<p>2 「法人税等」は「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を一括して記載しております。</p>	<p>2 同左</p>																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)												
<p>現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>2,449百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,378百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,449百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	70百万円	現金及び現金同等物	2,378百万円	<p>現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年5月31日)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>3,259百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>3,229百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	3,259百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	30百万円	現金及び現金同等物	3,229百万円
現金及び預金勘定	2,449百万円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	70百万円												
現金及び現金同等物	2,378百万円												
現金及び預金勘定	3,259百万円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	30百万円												
現金及び現金同等物	3,229百万円												

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	48,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	706,602

3. 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高  
 ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社(親会社)	78

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月18日 定時株主総会	普通株式	189	4.00	平成23年2月28日	平成23年5月19日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第1四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
 該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)				
	繊維製品の製造 販売関連事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	15,006	1,013	16,020		16,020
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		377	377	(377)	
計	15,006	1,391	16,397	(377)	16,020
営業利益	201	49	250	3	254

(注) 1. 事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、繊維製品の製造販売関連事業、その他の事業に区分しております。

2. 各事業の主要な製品

(1) 繊維製品の製造販売関連事業

アパレル.....婦人服・婦人洋品、子供洋品・ベビー服、紳士洋品、  
ホームウェア・インテリア

テキスタイル.....服地

(2) その他の事業

合成樹脂.....合成樹脂原料(レジン)、樹脂フィルム

産業資材.....産業用繊維、家具、自動車部品

物流事業.....商品物流関連事業

賃貸事業.....事務機器等のリース、不動産の賃貸管理

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間において、本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期において、海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。



【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社を中心に各種繊維製品の製造・販売を主たる事業とし、その他に、当社及び子会社1社において不動産等の賃貸事業を行っており、各事業単位について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は製品・サービス別のセグメントから構成され、「繊維製品の製造販売関連事業」及び「賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。

「繊維製品の製造販売関連事業」は、婦人服・婦人洋品、子供洋品・ベビー服、紳士洋品、ホームウェア・インテリア、服地の製造販売をしております。

「賃貸事業」は、不動産の賃貸管理、事務機器等のリースをしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成23年3月1日 至平成23年5月31日）

	報告セグメント			その他(注1) (百万円)	合計 (百 万円)	調整額(注 2)(百万円)	四半期連結損益 計算書計上額 (注3)(百万円)
	繊維製品の製造 販売関連事業 (百万円)	賃貸事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高							
外部顧客への売上高	15,290	65	15,355	928	16,284		16,284
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	25	26	388	414	414	
計	15,291	90	15,382	1,316	16,698	414	16,284
セグメント利益	231	36	267	73	341	2	343

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、合成樹脂・化成成品販売事業及び物流事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額2百万円には、セグメント間取引消去2百万円、棚卸資産の調整額 0百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(注) 当第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、当第1四半期連結会計期間の期首における残高を前連結会計年度の末日における残高としております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
577円57銭	578円98銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額 4円72銭	1株当たり四半期純利益金額 62銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4円69銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 62銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	227	29
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	227	29
普通株式の期中平均株式数(千株)	48,223	47,370
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
普通株式増加数(千株)	216	225
(うち新株予約権)(千株)	(216)	(225)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7月13日

タキヒヨー株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 眞 吾 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月13日

タキヒヨー株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡辺 眞 吾 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているタキヒヨー株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。